

道路占用物件適正管理のための指針

1 趣 旨

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）に基づき、許可された道路占用物件（以下「占用物件」という。）については、道路占用者（以下「占用者」という。）が適切な維持管理を怠ったことを起因とした道路陥没などが発生した際に、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがあることから、平成 30 年 9 月 30 日に施行された道路法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 6 号）によって、占用者に対する維持管理義務が明確化され、道路管理者に「報告徴収」「立入検査」等の権限が付与された。

これに基づき、国土交通省道路局路政課では、占用者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図るとともに、占用物件を起因とする道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とした、「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したことから、本市においてもガイドラインを準拠し、占用物件を起因とする事故に対して適正に対応していくための指針を示すものである。

2 対象物件

本指針については、道路法施行令第 9 条第 1 項に規定する次の(1)～(8)に掲げる物件を対象とするものとする。

- (1) 水道法による水管
- (2) 工業用水事業法による水管
- (3) 下水道法による下水道管
- (4) 鉄道法又は全国新幹線鉄道整備法による鉄道で公衆の用に供するもの
- (5) ガス事業法によるガス管で同法第 2 条第 11 項に規定するガス事業の用に供するもの
- (6) 電気事業法による電柱又は電線
- (7) 電気通信事業法による電柱、電線又は公衆電話
- (8) 石油パイプライン事業法による石油管

※路政課がガイドライン第 3(2)イに規定する事前対策物件（工事用板囲いや足場等）については、本指針には規定しないが、台風や強風等の気象現象によって占用物件の落下や倒壊等することのないよう、占用者に対して適切な対策を講じるよう注意喚起を行うものとする。

3 占用物件の維持管理義務の周知徹底

(1) 内容

占有者に対して次に掲げる事項を周知するものとする。

ア 法において、占有者による占有物件の維持管理が明確化されたこと。

イ 占有物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合は、維持管理義務違反に問われる可能性があること。

ウ 各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合にも、維持管理義務違反に問われる可能性があること。

エ 管理者から、占有者に対して、占有物件の維持管理の状況について報告を求める可能性があること。また、管理者が占有者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う可能性があること。

オ 管理者から、占有者に対して、占有物件の修繕等を命じる可能性があること。

(2) 周知の時期

ア 新規の申請者に対しては、占有許可書の交付時に周知を行うものとする。

イ 既に占有許可を受けている占有者に対しては、占有調整会議等により可及的速やか周知を行うものとする。

4 占有許可事務における管理者の対応

(1) 許可審査時における確認事項

地下埋設物件の占有工事において、当該占有物件の埋設予定場所に他の埋設物件の存在が確認された等の事情により、申請時と異なる場所に占有物件を埋設する場合には、変更申請書の提出を求めるものとする。

(2) 許可条件

占有物件の維持管理の適正化を図るため、対象となる占有者に対して次のア～エに掲げる条件を附すものとする。

ア 占有者は、法、施行令、各物件の管理等について定めた法令、その他の関係法令や条例その他の関係規定を遵守すること。

イ 占有者は、法、施行令、各物件の管理等について定めた法令、その他の関係法令や条例その他の関係規定を管理者に報告すること。

ウ 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検、修繕、その他の該当占有物件の維持管理を行うこと。

エ 占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは、周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには、ただちに必要な措置を講じるとともに、その占有物件の異常及びそれに対して講ぜられた措置の概要を管理者へ報告すること。

オ 占有者は、道路利用者や第三者への重大な事故を未然に防止する観点から、概ね5年毎に管理者あてに安全確認のため、占有物件の現状について書面等（別紙1 占有物件確認報告書）により報告するものとする。

なお、占有者に対して不当な義務を課すことのない範囲で、アからエ掲げる趣旨以外の条件を附することができるものとする。

5 平常時の管理者の対応

(1) 占有物件の安全確認

管理者は、占有者からの3 (2) オよる報告（別紙1 占有物件確認報告書）を基に直近の点検結果等を確認するものとする。

6 占有物件が道路構造等に支障を及ぼすおそれがある場合の管理者の対応

(1) 占有物件の損傷を把握した場合に講ずべき措置

管理者は、占有物件の損傷等が外観上明らかな場合であって、当該占有物件をそのまま放置しておくで道路構造等に支障を及ぼすおそれがあると判断されるときは、当該占有物件に係る占有者に対して速やかに修繕等の措置を講じるよう適切な指導・監督を実施するとともに、当該物件の維持管理状況について、原則として、法第72条の2第1項に規定する報告徴収に基づき文書による報告を求めるものとする。その際、管理者において、占有物件の維持管理状況を直接確認する必要があると認められる場合などには、必要に応じて同項に規定する立入検査を実施するものとする。また、当該占有者が当該指導に応じない場合には、維持管理義務違反に当たるか否かを適切に見極めた上で、法第39条の9に規定する是正を求めるものとする。

7 占有物件に起因する道路構造物の支障が生じた場合の管理者の対応

(1) 道路構造等の支障の速やかな解消に向けて講ずべき措置

占有物件に起因する道路構造等の支障が生じた場合、管理者は、占有者に対して速やかな当該占有物件の撤去、修繕等の措置を講じるよう適切な指導・監督を実施するものとする。

(2) 再発防止に向けて講じるべき措置

ア 占有者からの報告徴収

(1)の対応終了後、管理者は、原則として道路に対して詳細な経緯の報告及び再発防止策の検討を求めるものとする。ただし、災害発生時など、管理者において占有者による再発防止策の検討が不要と判断される場合には、上記報告を求めないこととして差し支えない。

占有者に求める再発防止策については、法第72条の2第1項に規定する報

告徴収により、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項について文書により報告を求めることとする。この際、管理者において、占用物件の維持管理状況を直接確認する必要があると認める場合などには、必要に応じて同項に規定する立入検査を実施してよいものとする。

(ア) 占用物件に起因する道路構造等の支障が生じた状況

(イ) 当該占用物件の維持管理状況

(ウ) 再発防止策

イ 維持管理義務違反の認定

アで実施した報告徴収等の結果を踏まえ、管理者は、維持管理義務違反に当たるか否かを判断するとともに、占用者に対して指導・監督等の必要な措置を講じるものとする。また、当該占用者が当該指導に応じない場合には、維持管理義務違反に当たるか否かを適切に見極めた上で、法第 39 条の 9 に規定する是正措置命令を実施するものとする。

別紙 1 (3 (2) 才関係)

占有物件確認報告書

坂戸市長 あて

占有物件の安全性について、下記のとおり確認したので、報告します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

印

記

[illegible]